

JCVタイアップ寄付に関する覚書

特定非営利活動法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会（JCV、以下「甲」という）とNPO法人 元気プロジェクト（以下「乙」という）は、次のとおり覚書を締結したため、その有効な成立を証するため、本覚書2通を作成し、各自記名押印の上各1通所持する。

記

第1条（目的）

乙は、乙の社会貢献活動の一環として、甲の推進するワクチンで予防可能な子どもの疾病対策活動に賛同し、子どものワクチン確保に必要な甲の資金の一部として本覚書に定める金額を甲に寄付する。

第2条（タイアップの対象事業等）（以下「本件事業」という）

乙は、下記事業に関する限りにおいて甲に協賛するものとする。

- (1) 事業名 エコキャップ運動
- (2) 事業内容 エコキャップ運動を実施、団体や個人から提供されたペットボトルキャップを売却し、売却益を寄付する。
- (3) 期間 2015年9月2日から2016年9月1日まで
- (4) 告知や宣伝の方法 ポスター リーフレット ウェブサイト

第3条（団体名の使用許諾）

- (1) 乙は本件事業を甲への協賛事業とし、第2条(1)ないし(4)に限り、甲の名称を使用することができる。但し、甲の名称はルールにしたがい使用するものとする。
- (2) 乙は、甲の名称を使用するには、事前に甲の承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、第3条(1)、(2)項により、甲の名称を使用した場合であっても、甲は乙に対し、その後甲の目的に沿わない場合など事情の変更により、甲の名称の使用を制限、変更ないし禁止することができる。
- (4) 乙が第3条(1)、(2)、(3)項のいずれかに違反した場合には、甲は直ちに乙に対し甲の名称の使用を差し止めることができる。
- (5) 乙が使用できる名称は下記団体名に限られ、文章中に使用する場合は文例にしたがうものとする。
 団体名：認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会
 *使用文例：「世界の子どもにワクチンを 日本委員会の活動を支援しています」
 「JCVの活動に参加しています」
 「JCVの活動を応援しています」
 ※目的語を「世界の子どもにワクチンを 日本委員会の活動」または、「JCVの活動」とする。

乙は、甲の許可無く公式ロゴマークを使用することができない。

第4条（寄付金）

乙は甲に対し、本件事業に際して次のとおり寄付金を支払う。なお、乙はいかなる理由があっても既に支払った寄付金の返還を求めることができない。

- (1) 寄付金額
 寄付金額の計算方法 ペットボトルキャップ1kg×10円
- (2) 支払確認
 乙は甲に対し上記(1)に定める計算方法の基礎となるデータ資料を寄付金額計算書に添付して提出する。
- (3) 寄付の入金日
 ア 初回入金日 2015年9月15日
 イ 支払期日 1年ごと末日締め（寄付金額計算書提出期限）、翌月10日払い
- (4) 支払方法
 甲指定の下記口座へ銀行振込とし、振込手数料は乙の負担とする。
 銀行名 三井住友銀行
 支店名 東京公務部（支店番号096）
 口座名義 特定非営利活動法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会 代表 細川佳代子
 口座番号 普通0138901

第5条（秘密保持）

甲及び乙は、本覚書及び本件事業の遂行上知り得た双方の事業上、営業上の情報について秘密を保持するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

第6条（期間）

- (1) 本覚書は、第2条(3)に定める乙の事業期間中有効とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、第5条の規定は本覚書期間後も引き続き有効に存続する。
- (3) 終わりの定めのない継続的な協力の場合は、契約期間は1年間とし、その後1年ごとの更新とする。契約期間満了の1か月前までに、一方または双方からのFAX、Eメールを含む書面による反対の意思表示がない限り自動的に更新され、その場合契約期間は更新前の契約終了日の翌日から1年間とし、以後も同様とする。



第7条 (反社会的勢力との関係排除)

(1) 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し保証する。

- ア 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日犯罪対策会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - イ 自己及び自己の役員が自己の不当な利益その他の目的の如何を問わず反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ウ 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - エ 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - オ 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また相手方の義務を妨害しないこと
- (2) 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には相手方に直ちに通知するものとする。
- (3) 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (4) 甲及び乙は、相手方が本条の規程に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し前項に基づく契約解除に関わらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとする。

第8条 (品質について)

乙は、甲に対し対象の商品やサービスの品質を保証し、万一それらに関する紛争が生じた場合は、乙が一切の責任を負い甲に迷惑をかけないことを確約する。

第9条 (その他)

本覚書に定めのない事項その他疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

2015年8月26日

(甲) 東京都港区三田4-1-9 三田ヒルサイドビル8階
特定非営利活動法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会
理事長 細川 佳代子



(乙)

網走郡美幌町字仲町2丁目96番地

特定非営利活動法人 元気プロジェクト

理事長 宮田博行

